11 住み続けられるまちづくりを

空家等の有効活用等に関する相談業務をおこなっています

※習志野市と千葉県宅地建物取引業協会東葉支部（以下「宅建協会」という。）は、空家等の様々な問題を解消することを目的に、「空家等の有効活用等に関する相談業務協定」を締結しています。

宅建協会の「空家対策相談員」が相談に応じます。

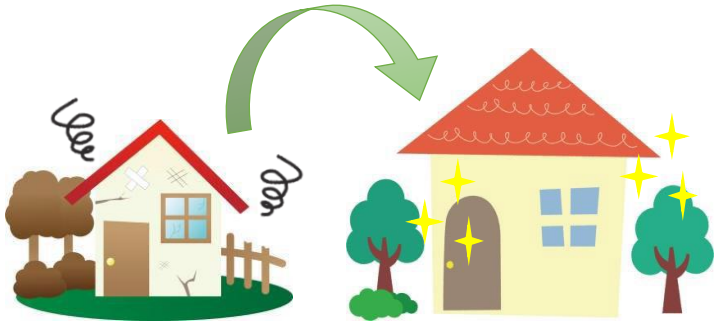
① 空家等の活用方法の提案
② 賃貸、売買、適正管理
③ リフォーム、増改築、解体等
④ 専門業者の紹介
⑤ その他相談内容に関する事項





【申込方法①】
左の QR コードから申込

【申込方法②】
裏面の申込書・同意書に必要事項をご記入の上、習志野市役所くらし安全課へ持参・郵送・FAX のいずれかで提出。





習志野市
くらし安全課

〒275-8601
習志野市鷺沼 2-1-1　習志野市役所 くらし安全課 防犯係
TEL：047-407-3828
FAX：047-453-5578

習志野市空家等の有効活用等に関する相談申込及び情報提供同意書

年　月　日

習志野市長 あて

申込者　住所 〒

（フリガナ）

氏名

電話番号　　FAX

次の空家等の相談をしたいので、申し込みます。
また、記載された情報については、（一社）千葉県宅地建物取引業協会東葉支部相談員に情報を提供することに同意します。

申込者の権利関係	・土地及び建物の所有者　・建物の所有者 ・その他（　　）	
空家等の住所	習志野市	
希望する形態	賃貸 ・ 売却 ・ その他（　　）	
空き家等の状況	用　途	住宅・その他（　　）
	構　造	木造・その他（　　）
	土地面積	㎡
	建物面積	1階：　㎡ ・ 2階：　㎡
	間 取 り	（例：3LDK など）
	建築時期	（昭和・平成・令和）　年　月ごろ
	関係書類	※所有しているものに○をつけてください。 建築確認書 ・ 登記全部事項証明書 ・ 契約書 重要事項説明書 ・ 地図（公図） ・ 地積測量図
	そ の 他	
相談場所	・空き家所在地 ・習志野市役所 4F くらし安全課（開庁日の10時から16時）	
相談希望日	第一希望日：　月　日　時ごろ	
	第二希望日：　月　日　時ごろ	
空き家になった時期	（昭和・平成・令和）　年　月ごろ	
相談に対する要望事項等		

○申込をされた個人情報は本相談業務の目的以外には利用いたしません。

○所有者以外で空き家の活用に関するご相談をご希望の方は所有者の委任状も併せてご持参または送信してください。

○相談員が日時の打ち合わせのため、電話連絡しますので、日中につながる電話番号をご記入ください。

○希望日は申込日から7日目以降でお願いします。祝日、年末年始は派遣できない場合があります。

登録番号		登録年月日	年　月　日	受付	